

奨学金給付事業規則

(総則)

第1条 この規則は一般財団法人コープみらい社会活動財団(以下「財団」という。)の定款第4条に基づき、奨学金給付事業の支給に関する事項を定めたものである。

(名称)

第2条 この奨学金は財団奨学金給付事業という。

(目的)

第3条 この奨学金給付事業はコープみらいの組合員家庭の子弟で、経済的事由をもって後期中等教育(高校・高専および各種学校)の終業が困難なものに対し、奨学援助をするものである。

(定義)

第4条 財団から支給を受ける資金を奨学金という。

(資格)

第5条 奨学生は以下の各号に該当するものをいう。

- (1) コープみらいの組合員の子弟であること
- (3) 高校・高専・各種学校に就学するもの

(募集と応募)

第6条 財団から奨学金の支給を受けようとする者は、奨学生の募集にあたり親又は、それに代わるものを通じて、以下の各号の書類を提出する。

- (1) 奨学金申請書及び必要添付書類(所得源泉票・合格通知書等)
- (2) 個人調査書(中学3年間の学業成績証明書)

(決定と通知)

第7条 財団理事長は、提出された書類に基づき、奨学金給付選考委員会(以下「委員会」という)の選考を経て決定し、本人に通知する。

(支給額及び期間)

第8条 奨学金の支給額は、月額5千円～1万円とする。奨学金を支給する期間は、在籍する学校の正規の最短就学期間とする。(3年間)

(支給及び受領書の提出)

第9条 奨学金は、原則として毎月本人に支給し、返還を求めない。支給された奨学生は、その都度奨学金受領書を提出しなければならない。

(異動届)

第10条 奨学生は、以下の各号にかかげることが生じた場合は、すみやかに財団理事長に届け出をすることとする。

- (1) 原級留(留年)となったとき
- (2) 傷病等のため4週間以上学校を欠席したとき(診断書添付)

- (3) 休学・復学・転校・退学したとき
- (4) 学校その他から賞罰を受けたとき
- (5) 本人及び親又は、これに代わる者の身分・住所その他重要事項の異動のとき

(停廃止)

第11条 奨学生が以下の各号に該当する場合には、奨学金の支給を停止及び打ち切る場合がある。

- (1) 傷病による長期休学、又は復学の見込みがないとき
- (2) 不都合な行為により、休学、又は退学を命ぜられたと。
- (3) 学業成績又は出席状況が著しく不良となったとき
- (4) その他奨学生として適当でない行為があったとき
- (5) 前各号のほか、奨学金を必要としなくなったとき

(再開)

第12条 前11条に定める奨学金停止に事由が消滅した場合には、奨学金の再開を申請するものとする。

(辞退)

第13条 奨学生は、いつでも財団理事長に辞退を申し出ることができる。

(選考委員会の構成)

第14条 委員会の委員は、別に定めるところにより財団理事長が任命する。

(実施細則)

第15条 この規則の実施についての必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規則は、2017年5月6日から施行する。

- 2 この規則は、2018年2月3日から改訂、施行する。